

【公開用】 本資料の一部は核物質防護に係る情報を含むため公開できません。

STO-Q20-006

令和2年 3月 31日

原子力規制委員会 殿

神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号
株式会社グローバル・ニュークリア
・フュエル・ジャパン
代表取締役社長 山崎 肇

核燃料物質加工施設に関する使用前検査申請に係る変更届

平成31年3月18日付けSTO-Q19-001をもって申請し、令和元年11月15日STO-Q19-015をもって変更を届け出た核燃料物質加工施設に関する使用前検査申請書について、記載事項の一部を変更したので、核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の5第2項の規定に基づき、別紙のとおり届け出いたします。

別 紙

1. 変更の内容

- (1) 申請書記載事項の「1. 名称及び住所並びに代表者の氏名」のうち、代表者氏名について、以下のとおり変更する。

(変更前)

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
住 所 : 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号
代表者氏名 : 代表取締役社長 中島 潤二郎

(変更後)

1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 : 株式会社グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン
住 所 : 神奈川県横須賀市内川二丁目3番1号
代表者氏名 : 代表取締役社長 山崎 肇

- (2) 申請書記載事項の「3. 工事工程表」について、以下のとおり変更する。
(変更箇所を下線で示す。)

(変更前)

3. 工事工程表

平成31年1月30日付け原規規発第1901303号をもって認可を受けた加工施設の設計及び工事の方法並びに令和元年11月5日付け原規規発第19110511号をもって認可を受けた加工施設の設計及び工事の方法に係る工事行程表を別添1に示す。なお、規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する核燃料物質の加工施設の設計及び工事の方法の認可（以下「設工認」という。）が認可された後、順次、本検査申請の検査事項を変更して届け出する。

(変更後)

3. 工事工程表

平成31年1月30日付け原規規発第1901303号をもって認可を受けた加工施設の設計及び工事の方法、令和元年11月5日付け原規規発第19110511号をもって認可を受けた加工施設の設計及び工事の方法並びに令和2年3月13日付け原規規発第2003136号をもって認可を受けた加工施設の設計及び工事の方法に係る工事行程表を別添1に示す。

- (3) 申請書記載事項の別添1について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付1に示す。

(変更後)

添付2に示す。

(4) 申請書記載事項の別添 2 について、以下のとおり変更する。

(変更前)

添付 3 に示す。

(変更後)

添付 4 に示す。

2. 変更の理由

- ・ 令和2年3月25日付けで代表取締役社長が交代したため。
- ・ 令和2年3月13日付け原規規発第2003136号をもって認可を受けた加工施設の設計及び工事の方法の内容を反映する。
- ・ 使用前検査の予定及び実績を反映する。

別添 1

(変更前)

添付 1

工事工程表 [1 / 2] (注 1)

認可番号	施設区分	場所	名称	変更区分	平成31年(令和元年)度				令和2年度				令和3年度				令和4年度					
					第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期				
全施設	成型施設	第2加工棟 第2装填室	ベルト検査装置	改造																		
			注2	改造																		
	組立施設	第2加工棟 第2組立室	ヘリウムリーク検査器	改造																		
			酸化ケラシ貯蔵槽	改造																		
貯蔵施設	第1加工棟	第1加工棟 第1-1降粉末取装置	入出庫パツアコンベヤ	改造																		
			自動搬出入装置	改造																		
			トランプバー	改造																		
			防水ベルト	(変更なし)																		
			粉末缶	(変更なし)																		
			ベルト缶	(変更なし)																		
			入出庫駆動ローラーコンベヤ	改造																		
			C型ベルト貯蔵槽	改造																		
			自動搬出入装置	(変更なし)																		
			ベルトトレイボックス	(変更なし)																		
			選別用鉄板	(変更なし)																		
			燃料棒貯蔵槽	更新																		
			燃料棒トレイ	(変更なし)																		
			選別用鉄板	(変更なし)																		
			放射性廃棄物の貯蔵施設	第2加工棟 第2廃棄物貯蔵室	第1加工棟	集合体貯蔵棚	改造															
集合体搬送装置	改造																					
集合体移動装置	(変更なし)																					
注3	撤去																					
第1-13廃棄物貯蔵場	新設																					
第1-14廃棄物貯蔵場	新設																					
第1-15廃棄物貯蔵場	新設																					
その他加工施設	第2加工棟 第2廃棄物貯蔵室	注4	第1-2廃棄物処理室	新設																		
			第1-2廃棄物処理室	撤去																		

【凡例】
 - : 工事期間
 △ : 使用前検査 (予定)
 ▲ : 使用前検査 (実績)
 ▽ : 加工施設の性能検査

注1 根拠基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工設が認可された後、順次、本使用前検査申請書の工事工程表を変更して届け出す。

注2 ローラーコンベヤ(J) (5ガロン缶用)、連続5ガロン缶用、ローラーコンベヤ(I)、貨物エレベータ

注3 C型酸化ケラシ保管棚、A型酸化ケラシ保管棚、搬送コンベヤ、トラバース

注4 V型混合台機、パイロミル、試験篩器、小型プレス機、小型プレス機、成型体強度測定装置、汎用フード、粉砕機、粉末混合試験装置、粉末特性測定装置、X線回折装置、恒温恒湿器、小型加熱炉、赤外分光光度計、熱収縮率測定器、粉末比表面積測定器

平成31年1月30日付け
 原規発第1901303号

別添 1
(変更前)

工事工程表 [2 / 2] (注 1)

認可番号	施設区分	場所	名称	変更区分	平成31年(令和元年)度				令和2年度				令和3年度				令和4年度			
					第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
令和元年11月5日付け 原簿第19110511号	成型施設	第2加工棟 第2装填室	搬送コンベヤ チェーンリフト	改造 (変更なし)				△										▽		
	葺き施設	第2加工棟 第2装填室	搬送コンベヤII チェーンリフトII	改造				△											▽	
	組立施設	第2加工棟 第2組立室	燃料搬運搬車	改造				△											▽	

【凡例】
 - : 工事期間
 △: 使用前検査(予定)
 ▲: 使用前検査(実績)
 ▽: 加工施設の性能検査

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の設工工程表を変更して届け出する

別添 1
(変更後)

工事工程表 [1 / 2]

認可番号	施設区分	場所	名称	変更区分	平成31年度(令和元年度)					令和2年度					令和3年度													
					第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期												
平成31年1月30日付け 原簿記録第190303号	全施設	第2加工棟(本体及び増設部)	ヘルメット検査装置	改造																								
				撤去																								
		第1加工棟 第2立入室	ヘルメット検査装置	改造																								
				改造																								
		第2加工棟	輸送装置	改造																								
				改造																								
				改造																								
				改造																								
				改造																								
				改造																								
	改造																											
	改造																											
	第1加工棟	集塵機	改造																									
			改造																									
	その他加工施設	第2加工棟	第1-2廃棄物処理室	撤去																								
				撤去																								

【凡例】
一：工事期間
△：使用前検査(予定)
▲：使用前検査(実施)
▽：加工機種の性能検査

注1 ローラーコンベヤ(I) (5 ガロン缶用) 、連続5 ガロン缶用) 、トラバース
注2 C型酸化ウラン保管棚、A型酸化ウラン保管棚、搬送コンベヤ、トラバース
注3 V型混合機、パイブミル、試験篩器、小型プレス機、小型卓上プレス、粉砕機、粉末混合試験装置、粉末特性測定装置、X線回折装置、恒温恒湿器、小型加熟炉、赤外分光光度計、熱収縮率測定器、粉末比表面積測定器

別添 1
(変更後)

工事工程表 [2 / 2]

認可番号	施設区分	場所	名称	変更区分	平成31年度(令和元年度)			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度					
					第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回	第1回	第2回	第3回			
令和元年11月5日付け 所規機務第19110511号	成型施設	第2加工棟 第2結晶室	搬送コンベヤ	改造																▽		
			チューンナップ	(変更なし)		▲															▽	
	装置施設	第2加工棟 第2結晶室	搬送コンベヤII	改造																	▽	
			チューンナップII	改造		▲																▽
令和2年3月13日付け 所規機務第200116号	組立施設	第2加工棟 第2組立室	燃料移送装置	改造																	▽	
			燃料移送装置	改造		▲																▽
	化学処理施設	第2加工棟 屋外	屋外薬品タンク	撤去																△		
			無人搬送車	撤去																	△	

【凡例】
 - : 工事期間
 △: 使用前検査 (予定)
 ▲: 使用前検査 (実施)
 ▽: 取工機基の性能検査

別添 2
(変更前)

検査事項 [1 / 3] (注1)

【建物・構築物】 (注2) (注3)

認可番号	施設区分	場所	名称	変更区分	検査を受けようとする事項											
					外観検査	杭			鉄骨		鉄筋		コンクリート			
						材料検査	配置検査	支持層検査	材料検査	寸法検査	材料検査	寸法検査	圧縮強度検査	寸法検査	密度検査	
平成31年1月30日付け 原規規発第1901303号	全施設	第2加工棟(本体及び増設部)		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する

注2 建物・構築物の技術基準への適合確認のための加工施設の規制基準対応工事は、別途設工認申請を行う

注3 技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う

【設備・機器】 (注2)

認可番号	施設区分	場所	名称		変更区分	検査を受けようとする事項									
			本体	附属設備・ その他構成機器		外観 検査	員数 検査	配置 検査	据付 検査	材料 検査	作動 検査	臨界防 止検査			
												単 一 ユ ニ ツ ト	複 数 ユ ニ ツ ト		
平成31年1月30日付け 原規規発第1901303号	成型施設	第2加工棟 第2装填室	ベレット検査装置		改造	○	○	○	○	○	—	○	○		
		第1加工棟 第1-1階 粉末取扱室	注3		撤去	○	—	—	—	—	—	—	—		
	組立施設	第2加工棟 第2組立室	ヘリウムリーク検査器		改造	○	○	○	○	○	—	○	○		
	貯蔵施設		酸化ウラン貯蔵棚		改造	○	○	○	○	○	—	○	○		
			入出庫バンプアコンベ ヤ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			自動搬出入装置		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			トラバーサ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			防水ベレット		(変更なし)	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—
			粉末缶		(変更なし)	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—
			ベレット缶		(変更なし)	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—
			入出庫駆動ローラー コンベヤ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			C型ベレット貯蔵棚		改造	○	○	○	○	○	○	—	○	○	
			自動搬出入装置		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			ベレットレイボックス		(変更なし)	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—
			遮蔽用鉄板		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
			燃料棒貯蔵棚		更新	○	○	○	○	○	○	—	○	○	
			燃料棒トレイ		(変更なし)	○	○	○	—	○	—	○	—	○	—
			遮蔽用鉄板		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	集集体貯蔵棚		改造	○	○	○	○	○	○	—	○	○			
	集集体搬送装置		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	集集体移載装置		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	注4		撤去	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	放射性廃棄物の 廃棄施設	第1加工棟	第1-13廃棄物貯蔵 場		新設	○	—	○	—	—	—	—	—	—	
保管廃 棄設備 第1-14廃棄物貯蔵 場			新設	○	—	○	—	—	—	—	—	—			
第1-15廃棄物貯蔵 場			新設	○	—	○	—	—	—	—	—	—			
第1-2廃棄物処理室			新設	○	—	—	—	—	—	—	—	—			
その他加工施設	第2加工棟 第2開発 実験室	注5		撤去	○	—	—	—	—	—	—	—			

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出す

注2 技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う

注3 ローラーコンベヤ(I) (5ガロン缶用)、連続5ガロン缶リフト、ローラーコンベヤ(I)、貨物エレベータ

注4 C型酸化ウラン保管棚、A型酸化ウラン保管棚、搬送コンベヤ、トラバーサ

注5 V型混合機、パイロミル、試験篩器、小型プレス機、小型卓上プレス、成型体強度測定装置、汎用フード、粉碎機、粉末混合試験装置、粉末特性測定装置、X線回折装置、恒温恒湿器、小型加熱炉、赤外分光光度計、熱収縮率測定器、粉末比表面積測定器

別添 2
(変更前)

検査事項 [3 / 3] (注1)

【設備・機器】 (注2)

認可番号	施設区分	場所	名称		変更区分	検査を受けようとする事項										
			本体	附属設備・ その他構成機器		外観検査	員数検査	配置検査	据付検査	材料検査	作動検査	臨界防止検査				
															単一ユニット	複数ユニット
令和元年11月5日付け 原規規発第19110511号	成型施設	第2加工棟 第2装填室	搬送コンベヤ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			チェーンリフト		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	被覆施設	第2加工棟 第2装填室	搬送コンベヤII		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			チェーンリフトII		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	組立施設	第2加工棟 第2組立室	燃料棒運搬車		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 規制基準に基づく加工事業変更許可に係る加工施設について、今後別途申請する設工認が認可された後、順次、本使用前検査申請書の検査事項を変更して届け出する

注2 技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う

別添 2
(変更後)

検査事項 [1 / 4]

【建物・構築物】 (注1) (注2)

認可番号	施設区分	場所	名称	変更区分	検査を受けようとする事項											
					外観検査	杭			鉄骨		鉄筋		コンクリート			
						材料検査	配置検査	支持層検査	材料検査	寸法検査	材料検査	寸法検査	圧縮強度検査	寸法検査	密度検査	
平成31年1月30日付け 原規規発第1901303号	全施設	第2加工棟(本体及び増設部)		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

注1 建物・構築物の技術基準への適合確認のための加工施設の規制基準対応工事は、別途設工認申請を行う

注2 技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う

検査事項 [2 / 4]

【設備・機器】 (注1)

認可番号	施設区分	場所	名称		変更区分	検査を受けようとする事項										
			本体	附属設備・ その他構成機器		外觀 検査	員数 検査	配置 検査	据付 検査	材料 検査	作動 検査	臨界防止検査				
												単一 ユニット	複数 ユニット			
平成31年1月30日付け 原規規発第1901303号	成型施設	第2加工棟 第2装填室	ペレット検査装置		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		第1加工棟 第1-1階 粉末取扱室	注2		撤去	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	組立施設	第2加工棟 第2組立室	ヘリウムリーク検査器		改造	○	○	○	○	○	○	-	○	○		
	貯蔵施設	-	-	酸化ウラン貯蔵棚		改造	○	○	○	○	○	-	○	○		
				入出庫パツファコンベヤ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				自動搬出入装置		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				トラバーサ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				防水バレット		(変更なし)	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-
				粉末缶		(変更なし)	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-
				ペレット缶		(変更なし)	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-
				入出庫駆動ローラー コンベヤ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
				C型ペレット貯蔵棚		改造	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
				自動搬出入装置		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
				ペレットトレイボックス		(変更なし)	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-
				遮蔽用鉄板		(変更なし)	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
				燃料棒貯蔵棚		更新	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
				燃料棒トレイ		(変更なし)	○	○	○	-	○	-	○	-	○	-
				遮蔽用鉄板		(変更なし)	○	○	○	○	○	-	-	-	-	-
				集合体貯蔵棚		改造	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
				集合体搬送装置		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	集合体移載装置		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	注3		撤去	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
	放射性廃棄物の 廃棄施設	第1加工棟	-	保管廃 棄設備	第1-13廃棄物貯蔵 場	新設	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
					第1-14廃棄物貯蔵 場	新設	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
					第1-15廃棄物貯蔵 場	新設	○	-	○	-	-	-	-	-	-	
				第1-2廃棄物処理室		新設	○	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他加工施設	第2加工棟 第2開発 実験室	注4		撤去	○	-	-	-	-	-	-	-			

注 1 技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第 3 条の 6 第 4 号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う

注 2 ローラーコンベヤ (I) (5 ガロン缶用)、連続 5 ガロン缶リフト、ローラーコンベヤ (I)、貨物エレベータ

注 3 C 型酸化ウラン保管棚、A 型酸化ウラン保管棚、搬送コンベヤ、トラバーサ

注 4 V 型混合機、パイロミル、試験篩器、小型プレス機、小型卓上プレス、成型体強度測定装置、汎用フード、粉碎機、粉末混合試験装置、粉末特性測定装置、X 線回折装置、恒温恒湿器、小型加熱炉、赤外分光光度計、熱収縮率測定器、粉末比表面積測定器

別添 2
(変更後)

検査事項 [3 / 4]

【設備・機器】 (注1)

認可番号	施設区分	場所	名称		変更区分	検査を受けようとする事項							
			本体	附属設備・ その他構成機器		外観 検査	員数 検査	配置 検査	据付 検査	材料 検査	作動 検査	臨界防止 検査	
												単一 ユニット	複数 ユニット
令和元年11月5日付け 原規規発第19110511号	成型施設	第2加工棟 第2装填室	搬送コンベヤ		改造	○	○	○	○	○	○	○	○
			チェーンリフト		(変更なし)	○	○	○	○	○	○	○	○
	被覆施設	第2加工棟 第2装填室	搬送コンベヤII		改造	○	○	○	○	○	○	○	○
			チェーンリフトII		改造	○	○	○	○	○	○	○	○
組立施設	第2加工棟 第2組立室	燃料棒運搬車		改造	○	○	○	○	○	○	○	○	

注1 技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う

検査事項 [4 / 4]

【設備・機器】 (注1)

認可番号	施設区分	場所	名称	変更区分	検査を受けようとする事項					
					外観	員数	配置	据付	材料	作動
令和2年3月13 日付け原規規発 第2003136号	化学処理施設	第2加工棟/屋外	屋外薬品タンク	撤去	○	-	-	-	-	-
	貯蔵施設		無人搬送車	撤去	○	-	-	-	-	-

注1 技術基準への適合確認のための核燃料物質の加工の事業に関する規則第3条の6第4号に基づく加工施設の性能検査については、別途設工認申請を行う